



第三次 指宿市総合振興計画 (指宿市みらい創生総合戦略)

2026-2035

鹿児島県指宿市

このたび、本市のまちづくりの羅針盤となる第三次指宿市総合振興計画を策定しました。基本理念として「一人ひとりが生き生きと、明るい未来を育む」、将来都市像として「みんなが好きになる！将来が楽しみになるまち」を掲げています。個性的で魅力ある地域資源をさまざまな分野に生かした施策を推進するとともに、市民の皆様とのコミュニケーションを深めながら、まちづくりにまい進してまいります。

いま、時代は大きな転換点を迎えています。コロナ禍の収束に伴い、経済や人の流れは戻りつつありますが、コロナ禍で失われた地域の人材や資金、時間は、このまちのさまざまな場面で深い傷跡を残しました。また、本市のみならず、我が国全体で人口減少が進む中、「ひと」を制する者が地域間競争に生き残ることができると思います。これまで以上に、「ひと」を「見つける」、「育てる」、「支援する」ことを施策の中心に据えて、「このまちの将来につながっていくもの」、「未来への投資」を大切にしていきたいと強く思っております。

今回の第三次指宿市総合振興計画には、地方版総合戦略である「指宿市みらい創生総合戦略」を包含し、地方創生の取組みをいっそう加速させてまいります。総合戦略に掲げる4つの基本目標である「雇用」、「移住・定住、関係人口の創出」、「結婚・出産・子育て」、「地域づくり」に重点的に取り組み、本計画に掲げる基本理念や将来都市像の実現に向けて、全力を傾注してまいりますので、今後も、市民の皆様をはじめ、本市に関わるすべての方のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

10年後は「しっかり稼げるまち」に、20年後は「鹿児島で一番住みやすいまち」に、そして、30年後は「日本で一度は訪れてみたいまち」を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、さまざまな視点で審議いただきました総合振興計画審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケートやワークショップなどを通して、ご意見・ご提案をいただきました多くの市民の皆様に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和8年4月

指宿市長 打越 あかし



指宿市民憲章

九州最大の湖池田湖が中心に位置する
私たちの指宿市は秀麗な開聞岳に見守られ
天然の良港山川港や肥沃な大地からの恵みを
受けながら営みを続けてきた出湯の郷です
私たちは敬愛する先人からの教えを引き継ぎ
明るい未来を「指」し示し幸せが「宿」る
『世界に誇れる指宿市』をつくるため
ここに五つの誓いをたてます

- 一 豊かな資源と美しい環境を大切にし
心安らぐまちをつくります
- 一 郷土の産業を育みもてなしの心と温泉で
活力あるまちをつくります
- 一 一人ひとりが健やかで豊かな心を醸成できる
食と健康のまちをつくります
- 一 希望に満ちた子どもたちを愛育し誇りある
故郷の歴史と文化の香り漂うまちをつくります
- 一 地域の絆を大切にし感謝と思いやりのある
明るいまちをつくります

平成二十一年三月三十日制定



開聞岳山頂から池田湖方面を望む

市章



未来へ羽ばたくツマベニ蝶と開聞岳をモチーフに、3本線は旧3市町の融和と豊富な温泉を、情熱の赤い羽根を囲む菜の花色の円は新市の調和を表しています。
また、開聞岳の中に配された「I」と「U」は、ローマ字表記の指宿のIとUを表し、愛に始まり愛で終わるまちと、湯とYOUを表現しています。そして、ロゴのIBUSUKIは、中央の「S」が幸せを、両隣には、湯とYOU(あなた)が寄り添い、愛とI(私)がそばにいることを表現しています。
(平成18年8月1日制定)

市の花(平成18年6月20日制定)



ハイビスカス



菜の花

市の木(平成18年6月20日制定)



ギョボク



ツゲ

市の鳥(平成18年6月20日制定)



メジロ

市の魚(平成18年6月20日制定)



カツオ

市の蝶(平成18年6月20日制定)



ツマベニチョウ

基本理念

一人ひとりが生き生きと、明るい未来を育む

将来都市像

みんなが好きになる！将来が楽しみになるまち

基本目標・基本計画

基本目標 【社会基盤】 住みやすさ・利便性に優れた快適なまち

基本計画 1 道路・交通ネットワーク・情報通信基盤の充実 2 効果的な土地利用によるまちの活性化

基本目標 【生活環境・協働】 共生・協働の心で人と自然が調和したまち

1 住みやすいまち・景観の整備 2 環境に配慮した持続可能なまちづくり

基本計画

3 共生・協働によるコミュニティの推進 4 安全・安心に暮らせる環境の整備

基本目標 【産業・経済】 豊かな地域資源を生かして魅力を高めるまち

1 活力ある農林水産業の振興・強化 2 魅力ある観光地づくりの推進

基本計画

3 商工業の振興と販売促進

基本目標 【保健医療福祉】 すべての人が健やかに生き生きと暮らせるまち

1 保健・福祉の充実 2 子育てしやすい体制・支援の充実

基本計画

3 高齢者・障害者福祉の充実

基本目標 【教育文化】 郷土の歴史と文化を愛し心豊かな人材を育むまち

1 教育環境の充実 2 生涯学習・文化芸術の振興

基本計画

3 心豊かな人材育成の推進

基本目標 【行財政】 持続可能な地域を目指し経営改善を進めるまち

基本計画 1 行政サービスの充実・効果的な組織づくり 2 財政健全化・官民連携の促進

第1章 総合振興計画の概要 —— 1P

- 1 計画策定の趣旨・目的 —— 1P
- 2 計画の役割と位置付け —— 1P
- 3 計画の構成と期間 —— 2P
- 4 指宿市を取り巻く時代の潮流と課題・SDGs(持続可能な開発目標) —— 3P

第2章 基本構想 —— 5P

- 1 基本理念 —— 5P
- 2 将来都市像 —— 5P
- 3 基本目標 —— 5P
- 4 目標人口(将来人口のめざす姿) —— 6P

第3章 基本計画 —— 7P

【社会基盤】住みやすさ・利便性に優れた快適なまち —— 9P

- 1 道路・交通ネットワーク・情報通信基盤の充実 —— 9P
- 2 効果的な土地利用によるまちの活性化 —— 12P

【生活環境・協働】共生・協働の心で人と自然が調和したまち —— 13P

- 1 住みやすいまち・景観の整備 —— 13P
- 2 環境に配慮した持続可能なまちづくり —— 15P
- 3 共生・協働によるコミュニティの推進 —— 18P
- 4 安全・安心に暮らせる環境の整備 —— 19P

【産業・経済】豊かな地域資源を生かして魅力を高めるまち —— 21P

- 1 活力ある農林水産業の振興・強化 —— 21P
- 2 魅力ある観光地づくりの推進 —— 25P
- 3 商工業の振興と販売促進 —— 29P

【保健医療福祉】すべての人が健やかに生き生きと暮らせるまち —— 31P

- 1 保健・福祉の充実 —— 31P
- 2 子育てしやすい体制・支援の充実 —— 33P
- 3 高齢者・障害者福祉の充実 —— 35P

【教育文化】郷土の歴史と文化を愛し心豊かな人材を育むまち —— 37P

- 1 教育環境の充実 —— 37P
- 2 生涯学習・文化芸術の振興 —— 41P
- 3 心豊かな人材育成の推進 —— 43P

【行財政】持続可能な地域を目指し経営改善を進めるまち —— 45P

- 1 行政サービスの充実・効果的な組織づくり —— 45P
- 2 財政健全化・官民連携の促進 —— 47P

指宿市みらい創生総合戦略 —— 49P

第4章 資料編 —— 53P

- 1 総合振興計画(総合戦略)の策定体制 —— 53P
- 2 総合振興計画(総合戦略)の策定経過 —— 53P
- 3 市民から見た指宿市(アンケート結果) —— 54P
- 4 市民ワークショップ —— 58P
- 5 指宿市総合振興計画審議会 委員名簿 —— 59P
- 6 諮問 —— 60P
- 7 答申 —— 60P
- 8 個別計画等一覧 —— 61P

1 計画策定の趣旨・目的

指宿市は平成18(2006)年1月に、それまでの指宿市、山川町、開聞町の1市2町が合併して誕生したまちです。池田湖を中心として位置するそれぞれのまちは、昔から歴史や文化、日常生活圏などあらゆる場面でつながりが強く、「いぶすき菜の花マラソン大会」などのイベントや、観光・農林水産業などにより一体感を醸成しながら発展してきました。

総合振興計画は、総合的なまちづくりの計画であり、目指すべきまちの将来像を描き、まちづくりの目標を明確にする、本市のまちづくりの羅針盤となるものです。また、行政だけでなく、市民や事業者との協働によるまちづくりを進めるための指針であり、今後の新たな時代環境に柔軟に対応することを目的として策定します。

平成20年度に第一次総合振興計画(平成20年度～平成27年度)が策定されて以来、第二次総合振興計画(平成28年度～令和7年度)と引き継がれ、本市が目指すべき理念や将来都市像に則り、各種政策や施策に取り組んできました。

このたび、第二次総合振興計画が令和7(2025)年度末をもって満了することから、本市を取り巻く課題や環境を踏まえながら、市の総合振興計画審議会での審議や市議会、市民の意見などを反映した上で、希望が持てる未来づくりに向けて、第三次総合振興計画を策定しました。

2 計画の役割と位置付け

総合振興計画は、地方自治法第2条第4項において、市町村に対して総合振興計画の基本部分である「基本構想」については、議会の議決を経て定めることが義務付けられていました。そうした中、平成23(2011)年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定および議会の議決を経るかは、市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。

しかしながら、法的な策定義務がなくなっても、まちづくりのビジョンである基本構想は、市民の代表である市議会を経ることで、市全体の総意により策定されたものであることを裏付けるためにも必要かつ重要なことであると考えます。したがって、本市では条例を新たに定めて、これに則り、基本構想を策定し、議会の議決を経ることとしました。



第42回いぶすき菜の花マラソン大会(池田湖付近)

3 計画の構成と期間

(1) 基本構想

基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像や将来目標、これを実現するための施策の基本的なビジョンや方向性を示したものです。期間は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和17(2035)年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、第二次総合振興計画(後期基本計画)の体系を踏まえながら改訂を行います。なお、基本計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

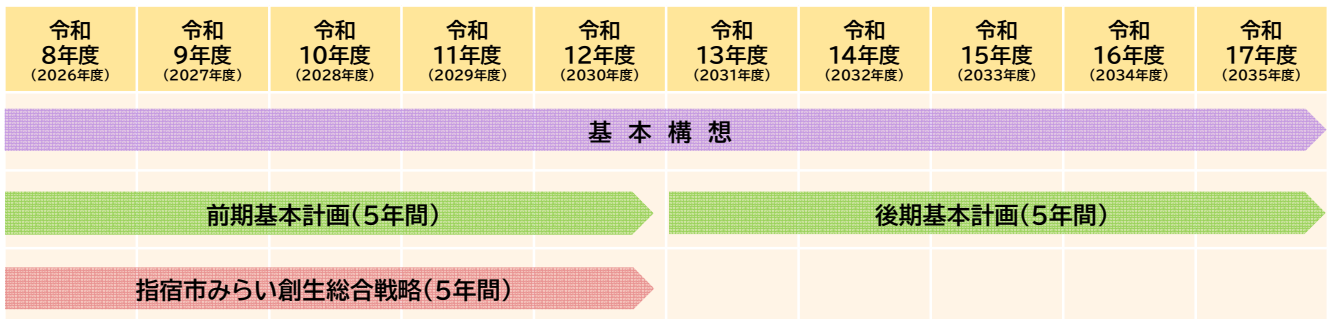
(3) 指宿市みらい創生総合戦略

「地方創生」の実現に向けて、市全体として重点的に取り組む事項をまとめた総合戦略(指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略)は、これまで総合振興計画の重点アクションプランとして位置付けられ、各種施策や重点事業に取り組んできました。第三次総合振興計画からは、この総合戦略を総合振興計画の中に包含し、より一体的な取り組みとして推進することで本市の地方創生に向けた各種施策や事業をさらに加速させたいと考えます。

総合戦略の名称を「指宿市みらい創生総合戦略」とし、総合振興計画と一体的な運用、施策や事業の実施、効果検証などを進めていきます。国が推し進める総合戦略を踏まえ、デジタルの活用や地方創生による地域課題の解決・魅力の向上に取り組んでいきつつ、社会環境の変化や新たな時代の潮流に柔軟かつ的確に対応しながら、人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小などの課題克服に向けて、計画を策定します。

指宿市みらい創生総合戦略の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。なお、総合戦略の内容は、毎年度行う効果検証に基づき、随時、見直しを図っていきます。

■ 計画の期間



■ 計画の体系

基本構想

基本構想:本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの基本理念、将来都市像、基本目標を示すもの
(計画期間10年間:令和8年度～令和17年度)

基本計画

基本計画:基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもの
(計画期間5年間:令和8年度～令和12年度)

指宿市みらい創生総合戦略

総合戦略:基本計画の中で、とくに地方創生の実現に向けた重点的なアクションプラン
(計画期間5年間:令和8年度～令和12年度)

4 指宿市を取り巻く時代の潮流と課題・SDGs(持続可能な開発目標)

第三次総合振興計画の策定にあたっては、次の(1)～(7)に記載する本市を取り巻く社会・経済・環境等の変化を適切に捉えるとともに、総合戦略との整合性を図りながら、策定することとします。

(1) 人口減少・少子高齢化への対応(持続可能なまちづくり・地方創生)

本市では、戦後、人口が急増し、ピーク時の昭和25(1950)年には約6.8万人まで増加しましたが、その後は人口の減少が進んでいます。令和6(2024)年6月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、令和7(2025)年以降も減少が進み、令和27(2045)年には約2.5万人まで減少する見込みです。また、令和27(2045)年には、生産年齢人口と老年人口が同程度となる見込みとなり、高齢化率が約46%まで上昇すると推計されています。

人口減少や少子高齢化に起因する課題として、令和22(2040)年に担い手不足が深刻化する「2040年問題」が取り上げられるように、とくに若年層の減少による担い手不足は、自治体に大きな影響を及ぼします。地縁組織(自治会等)の機能低下や民間企業の撤退、家族の扶助機能の低下など、まち全体の機能低下が起こる可能性があります。地方創生や持続可能なまちづくりに向けた取組みが喫緊の課題となっています。

(2) デジタル社会の加速化

※ICTの発展により、我が国が抱えるさまざまな課題解決に向けた取組みが加速しています。特に※AIや※IoT、※ビッグデータなど、新たな技術を活用した産業が大きく成長しています。国は令和3(2021)年、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」を閣議決定し、我が国が目指す社会(Society 5.0)として、「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会」や、「一人ひとりの多様な幸せ(well-being)が実現できる社会」の実現を掲げ、「総合知による社会変革」と「知・人への投資」による好循環を生み出そうと取組みを進めています。

また、国が令和2(2020)年に策定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。

今後、生産年齢人口の減少が予想される中において、社会の利便性をさらに高めていくことが期待されており、保健・医療、介護、製造業、行政サービス、教育といった幅広い分野への活用が見込まれています。本市においても、電子申請など行政手続きのオンライン化をはじめとする自治体※DXを加速化させる必要があります。

※ICT:Information and Communication Technologyの略。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

※AI:Artificial Intelligenceの略。人間の知的なふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

※IoT:Internet of Thingsの略。様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され、情報交換をすることで相互に制御する仕組み。

※ビッグデータ:デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、また、スマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。

※DX:Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。

(3) 持続可能な経済への転換・脱炭素社会

平成27(2015)年9月の国連サミットで、令和12(2030)年度までの国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、「エネルギー」「生産・消費」「気候変動」など多様な領域における取組みが進められています。また、同年12月に合意された「パリ協定」では「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが決定されました。我が国でも ※カーボンニュートラルは、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想から、令和2年10月に国は2050年までに温室効果ガスの排出を日本全体として実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しており、本市においても令和3年にゼロカーボンシティ宣言をし、同年4月に環境省から「ゼロカーボンシティ」の指定を受けました。

※カーボンニュートラル:温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることで実質ゼロを目指すこと。

(4) 価値観の多様化と共生・協働の深まり

近年では、個人の価値観やライフスタイルが多様化しており、「その人らしく生きられることの重要性」に対する社会的な理解がより求められています。国は平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定し、障害を理由とした不当な差別を禁止した上で、過重な負担の無い範囲で社会的障壁の除去を行う「合理的配慮」を国や自治体、民間事業者などに対し義務化しています。また、※LGBTQ(性的少数者)への配慮のため、自治体が申請書等の性別欄を見直したり、LGBTQに配慮したトイレを設置したりするなどの取組みが広がっています。ほかにも、人口減少に伴う人材不足が深刻化する中、外国人労働者が増加し、相互理解や多文化共生も大きなテーマとなっています。

こうした背景のもとで、国は、人種や国籍、性別、年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが活躍できる「全員参加型社会」の実現を目指した取組みを進めています。「※ダイバーシティ」に代表されるように、多様な人材を生かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげていく取組みが求められています。

※LGBTQ:レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性が一致しない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、又は決めない人)など、性的少数者の方を表す総称の一つ。

※ダイバーシティ:性別、人種、国籍、宗教、年齢、学歴、職歴など多様性のある状態を指す。

(5) 安全・安心への意識の高まり

我が国は、地震、台風、豪雨、土砂災害、津波、火山噴火、豪雪による災害が発生しやすい自然的な条件のもとにあります。特に、近年は全国各地で大規模な地震・風水害が頻発しており、災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。このような背景から、防災・減災に対する人々の意識が高まっており、行政が担う「公助」に加え、自分の身は自分で守る「自助」や、地域コミュニティで助け合う「共助」への意識も併せて高まっています。また、人々の生活を脅かす問題として、子どもや高齢者を狙った犯罪や、インターネットやSNSを介した犯罪等も大きな社会問題となっているほか、最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会・経済に大きな影響を与えたように、自身や周りの人、そして、地域を守るため、あらゆる危機への備えが求められています。

(6) 社会資本の維持・官民連携の進展

高度経済成長期に集中的に整備された社会資本(道路、橋、上下水道、トンネル、河川等)の老朽化が深刻な問題となっています。こうした社会生活基盤の老朽化への対応は急務であり、ほかにも学校等の公共施設の統廃合による遊休施設への対応も求められてくることから、財政面での大きな負担が見込まれています。また、人口減少や高齢化が進む中、利用者の減少による公共交通(鉄道やバス路線)の維持が課題となっています。こうした背景のもとで、中長期的な計画による施設の更新やメンテナンス、適正な維持管理や利活用を進めつつ、民間のノウハウを活用した官民連携への取組みなどを促進することも求められています。

(7) 今後の財政状況への対応

本市の財政運営については、これまで行政改革大綱や集中改革プランに基づき、各種の補助金や負担金の見直し、受益者負担の適正化、組織機構の見直し等の積極的な行財政改革に取り組んできました。しかしながら、少子高齢化の急速な進行により社会保障関係費に係る地方負担や老朽化した公共施設の維持補修費等は年々増大していくことから、優先順位に基づき事業を実施するなどし、令和5年度に策定した経営改善計画に基づき、歳入に見合った歳出構造を着実に維持し、持続可能な財政運営に努める必要があります。

1 基本理念

一人ひとりが生き生きと、明るい未来を育む

本市だけでなく、我が国においては、人口減少や少子高齢化がますます進み、持続可能なまちづくりが今まで以上に困難な時代になってきています。このような時代だからこそ、日々変化する社会情勢や私たちを取り巻く環境や課題を踏まえて、行政や市民、関係団体が互いにコミュニケーションを深めていく必要があります。そして、自助・共助の精神のもと、市民一人ひとりがより積極的にまちづくりに関わるのがこれからの指宿のまちづくりにとってとても大切なこととなります。その前提として、市民一人ひとりが「生き生きと」暮らすことができ、「明るい未来」を共に創造していくことがなによりも求められています。本市が持つ特色豊かな自然の恵みや、先人たちが紡いできた歴史や文化を貴重な財産として生かし、活力がある、明るいまちを目指すため、市民や行政が共有すべき基本理念を掲げます。

2 将来都市像

みんなが好きになる！ 将来が楽しみになるまち

本市は、年間350万人が訪れる県内有数の観光地で、砂むし温泉や魅力ある自然景観を多くの方が楽しんでいます。同様に、市民も大自然や温泉の恵みを楽しみ、暮らしています。市民だけでなく、本市を訪れる人も「好きになる」まちであり、共に「将来が楽しみになる」まちを目指すため、市民や行政が共有すべき将来都市像を掲げます。

3 基本目標

基本理念や将来都市像の実現に向けて、次の6つを基本目標として定め、総合的・計画的な行政の推進を図ります。

【社会基盤】 住みやすさ・利便性に優れた快適なまち

【生活環境・協働】 共生・協働の心で人と自然が調和したまち

【産業・経済】 豊かな地域資源を生かして魅力を高めるまち

【保健医療福祉】 すべての人が健やかに生き生きと暮らせるまち

【教育文化】 郷土の歴史と文化を愛し心豊かな人材を育むまち

【行財政】 持続可能な地域を目指し経営改善を進めるまち

4 目標人口(将来人口のめざす姿)

(1) 人口の推移

国勢調査によると、本市の人口は年々減少しており、昭和45(1970)年の国勢調査で55,832人だった人口は、平成27(2015)年には約25%減少の41,831人、令和2(2020)年には約30%減少の39,011人になっています。また、世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたりの人員は減り続けており、核家族や単身世帯の増加を示しているといえます。

【図表1:本市人口の推移】

| | 人 口 | | | | 世 帯 | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| | 総数(人) | 対前比(%) | 男(人) | 女(人) | 総数(戸) | 1世帯あたりの人員(人) |
| 昭和45 (1970) 年 | 55,832 | - | 25,466 | 30,366 | 16,427 | 3.4 |
| 昭和55 (1980) 年 | 55,140 | 99.7 | 25,362 | 29,778 | 18,727 | 2.9 |
| 平成2 (1990) 年 | 52,292 | 95.5 | 23,742 | 28,550 | 19,081 | 2.7 |
| 平成12 (2000) 年 | 48,750 | 96.5 | 22,122 | 26,628 | 19,569 | 2.5 |
| 平成22 (2010) 年 | 44,396 | 94.8 | 20,169 | 24,227 | 19,210 | 2.3 |
| 平成27 (2015) 年 | 41,831 | 94.2 | 19,155 | 22,676 | 18,509 | 2.3 |
| 令和2 (2020) 年 | 39,011 | 93.3 | 18,107 | 20,904 | 17,790 | 2.2 |

※ 平成17年以前の人口および世帯は、旧市町のデータを合算したものです。

(2) 将来人口の予測と目標人口

全国的な人口減少の時代を迎え、出生率の低下や高齢化の進行は今後ますます進むと考えられます。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計のとおり、本市の人口も減少していくものと予想されます。年齢3区分別の将来予測をみると、年少人口と生産年齢人口は減少する一方、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化の傾向が顕著になることが想定されています。

本市では、第二期指宿市人口ビジョンで推計した将来の人口推移を踏まえ、令和47(2065)年における本市の人口を19,500人以上に維持することを目標としています。令和2年の社人研推計では、2065年における本市の将来推計人口は17,187人となっていました。令和6年6月に発表された最新の将来推計人口は17,257人と推計され、この5年間でわずかながら改善しています。今後も2065年の目標人口19,500人以上を達成できるよう、継続した取組みを進めていく必要があります。そこで、子どもを生き育てやすい環境の整備、産業振興、企業誘致、移住・定住促進、※関係人口・交流人口の創出による地域経済の活性化などに積極的に取り組み、人口の減少率を抑えるよう努めていきます。

※ 関係人口とは、観光や帰省ではなく、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域や課題の解決に関わる人を指します。関係人口には、定期的・継続的に地域に足を運んでいる人だけでなく、定期的にかかるさと納税や地場産品の購入などを通じて、地域と関わる人も含まれます。対して、交流人口とは、通勤や通学、観光、レジャーなど一時的に地域と交流する人を指します。

【図表2:将来人口の推移】

| | 令和2(2020)年 | 令和7(2025)年 | 令和17(2035)年 | 令和27(2045)年 | 令和37(2055)年 | 令和47(2065)年 |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 人口計 | 39,011 | 36,315 | 30,774 | 25,714 | 21,093 | 17,257 |
| 年少人口 (年少人口比率) | 4,555 (11.7%) | 3,918 (10.8%) | 2,911 (9.5%) | 2,444 (9.5%) | 1,980 (9.4%) | 1,512 (8.8%) |
| 生産年齢人口 (生産年齢人口比率) | 19,023 (48.8%) | 16,939 (46.6%) | 14,373 (46.7%) | 11,474 (44.6%) | 8,950 (42.4%) | 7,562 (43.8%) |
| 老年人口 (高齢化率) | 15,433 (39.6%) | 15,457 (42.6%) | 13,490 (43.8%) | 11,797 (45.9%) | 10,163 (48.2%) | 8,183 (47.4%) |

※ 令和2(2020)年は国勢調査による確報値で、令和7年以降は、これまでの国勢調査による人口推移に基づき国立社会保障・人口問題研究所が推計したものです。

※ 年少人口は0歳～14歳まで、生産年齢人口は15歳～64歳まで、老年人口は65歳以上で区分しています。